

御杖村高齢者生きがい活動支援通所事業実施要綱の一部を改正する告示

御杖村高齢者生きがい活動支援通所事業実施要綱(平成 12 年御杖村要綱第 15 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「この要綱は」を「この告示は」に改め、「、老人福祉センター又は地区公民館、集会所、御杖村デイサービスセンター等において」を削り、「、日常動作訓練や生きがい活動等の各種サービス(以下「生きがい対応型デイサービス」という。)を提供し、生きがいのある生活を営むことにより、要介護状態への進行を予防することを目的とする。」を「、日常動作訓練その他生きがい活動に必要と認められる各種サービス(以下「生きがいデイサービス」という。)を提供することにより、高齢者が生きがいのある生活を営み、要介護状態への進行を予防することを目的とする。」に改める。

第 2 条ただし書中「御杖村は」を「村長は」に改め、「村長が」及び「又は民間事業者」を削る。

第 3 条第 1 項中「対象者となる者(以下「対象者」という。)」を「対象となる者(以下「対象者」という。)」に改め、同条第 2 項第 1 号を次のように改める。

- (1) 介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)の規定に基づき要介護認定又は要支援認定を受けている者

第 4 条各号列記以外の部分中「生きがい対応型デイサービス」を「生きがいデイサービス」に改める。

第 5 条中「事業の利用を希望する者」の次に「(以下「申請者」という。)」を加え、「、本人又は保護者が生きがい対応型デイサービス等利用申請書(第 1 号様式)に誓約書(第 2 号様式)を添付し、村長に申請しなければならない。」を「、生きがいデイサービス利用申請書(第 1 号様式)及び生きがいデイサービス利用誓約書(第 2 号様式)を村長に提出しなければならない。」に改める。

第 6 条中「、前条の申請があつたときは、地域ケア会議において、利用の可否を決定し高齢者生きがい対応型デイサービス等施設利用決定(却下)通知書(第 3 号様式)により申請者に通知するとともに」を「、前条の規定による申請書の提出があつた場合においては、その内容を審査し、生きがいデイサービス利用決定(却下)通知書(第 3 号様式)により、利用の可否を申請者に通知するものとする。」に改め、「、生きがい対応型デイサービス等事業実施依

頼書兼利用台帳(第4号様式)により事業を委託する法人等の長に依頼するものとする。」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第2条ただし書の規定により、事業の運営の一部又は全部を社会福祉法人に委託している場合は、生きがいデイサービス実施依頼書(第4号様式)により、事業の実施を当該社会福祉法人に依頼するものとする。

第7条を次のように改める。

生きがいデイサービスの利用者は、生きがいデイサービスの利用に伴う原材料費その他必要な自己負担経費を、毎回の生きがいデイサービス利用時に納付するものとする。

第8条中「この要綱」を「この告示」に、「、生きがい対応型デイサービスの施行に関し」を「、生きがいデイサービスの実施に関し」に改める。

第1号様式中「第1号様式」を「第1号様式(第5条関係)」に改め、同様式中「高齢者生きがい対応型デイサービス等利用申請書」を「生きがいデイサービス利用申請書」に改め、同様式の様式を次のように改める。

生きがいデイサービス利用申請書

[別紙参照]

第2号様式中「第2号様式」を「第2号様式(第5条関係)」に改め、同様式中「誓約書」を「生きがいデイサービス利用誓約書」に改め、同様式の様式を次のように改める。

生きがいデイサービス利用誓約書

[別紙参照]

第3号様式中「第3号様式」を「第3号様式(第6条関係)」に改め、同様式中「高齢者生きがい対応型デイサービス等施設利用決定(却下)通知書」を「生きがいデイサービス利用決定(却下)通知書」に改め、同様式の様式を次のように改める。

生きがいデイサービス利用決定(却下)通知書

[別紙参照]

第4号様式中「第4号様式」を「第4号様式(第6条関係)」に改め、同様式中「高齢者生きがい対応型デイサービス等事業実施依頼書」を「生きがいデイサービス実施依頼書」に改め、同様式の様式を次のように改める。

生きがいデイサービス実施依頼書

[別紙参照]

附 則

この告示は、公布の日から施行する。